

第2次

防府市再犯防止推進計画

素案

《概要版》

令和7年11月

防府市

第1 計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

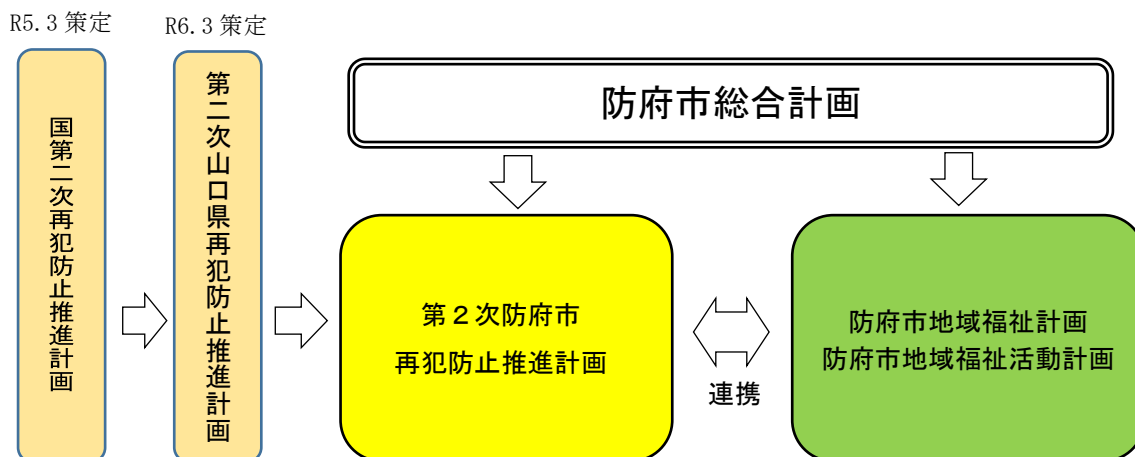
全国の刑法犯の認知件数は年々減少し、令和4年には約60万件となりましたが、検挙者数に占める再犯者数の割合は約半数に及び、「再犯」を防止することが重要な課題となっています。

このような状況の中、国においては、平成29年12月には、平成30年度から5か年を計画期間とする「再犯の防止等に関する施策の推進に関する計画」（再犯防止推進計画）が策定され、その後、計画策定から5年が経過したことから、令和5年3月に「第二次再犯防止推進計画」が策定されました。山口県においても、平成31年3月に「山口県再犯防止推進計画」が策定され、令和6年3月に「第二次山口県再犯防止推進計画」が策定されました。

こうしたことから、市では、令和3年3月に策定した「防府市再犯防止推進計画」（第1次計画）に基づき、再犯防止の取組を推進してきたところであり、今回の国計画や県計画の改正内容を踏まえ、市が取り組むべき再犯防止の施策を総合的かつ計画的に進めるため、「第2次防府市再犯防止推進計画」を策定し市民が安全で安心して暮らせる社会の実現を目指します。また、将来にわたり持続可能なまちづくりを進めるため、SDGsの精神を踏まえた計画とします。

2 計画の位置付け

この計画は、法第8条第1項に定める地方再犯防止推進計画として策定します。



3 計画期間

計画期間は、令和8年度（2026年度）から令和12年度（2030年度）までの5年間とします。

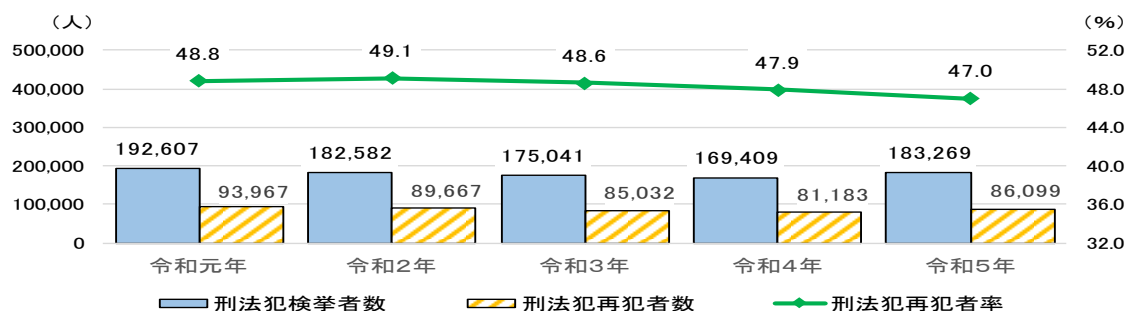
なお、今後の社会情勢の変化や、国の計画の見直し、本市再犯防止に関する取組状況等を踏まえ、必要に応じて見直すこととします。

第2 再犯防止をとりまく状況について

1 全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率

全国の刑法犯の検挙者数は減少していましたが、令和5年は増加しました。一方で、再犯者率は約半数に及びます。

●全国の刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率



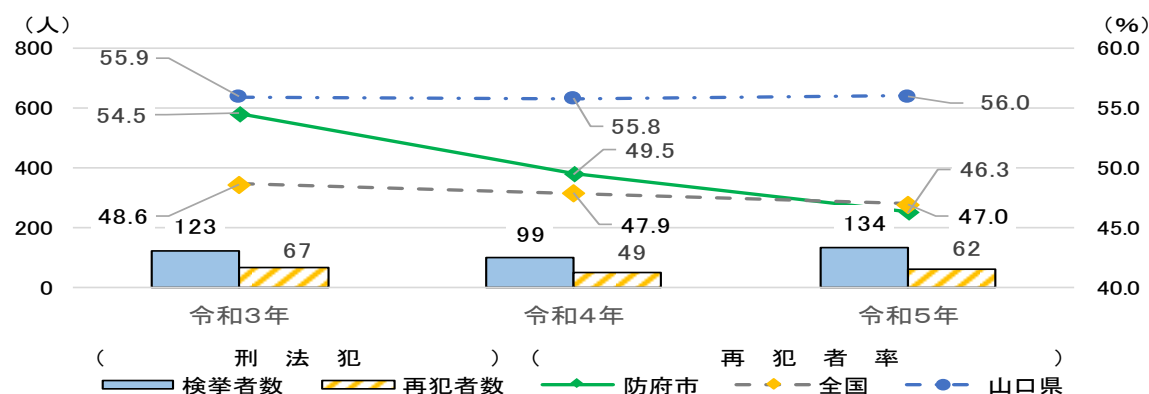
～令和6年版再犯防止推進白書より～

2 防府市における刑法犯認知件数等の状況

防府市における刑法犯認知件数は年々減少していましたが、令和5年は増加し、防府市における刑法犯検挙者数に占める刑法犯再犯者数の割合（再犯者率）は、令和3～4年は全国を上回っていましたが、令和5年には全国と比較して低くなっています。また、民間協力者の保護司数は50名前後、更生保護女性会会員数は200名前後、支援対象者の協力雇用主数は40社前後で推移しています。

●防府市における刑法犯検挙者中の再犯者数及び再犯者率（20歳以上）

	山口県の再犯者率 (参考)	防府市の刑法犯 検挙者数	再犯者数	再犯者率	全国の再犯者率 (参考)
令和3年	55.9%	123人	67人	54.5%	48.6%
令和4年	55.8%	99人	49人	49.5%	47.9%
令和5年	56.0%	134人	62人	46.3%	47.0%



～資料提供 広島矯正管区～

第3 取組の概要

1 基本的な考え方

国においては、法第3条に掲げる「基本理念」に基づき、国の再犯防止推進計画で5つの「基本方針」や7つの重点課題が設定されています。

また、山口県においては、国の第二次再犯防止推進計画を勘案して、第二次山口県再犯防止推進計画を策定され、取組事項を設定されています。

こうしたことから、国や山口県との連携、また、適切な役割分担を図るうえからも、国及び山口県再犯防止推進計画を踏まえて本市第2次計画を策定し、本市の地域の実情に応じた再犯の防止等に関する取組を推進します。

◆国の再犯防止推進計画における7つの「重点課題」

- ① 就労・住居の確保等
- ② 保健医療・福祉サービスの利用の促進等
- ③ 学校等と連携した修学支援の実施等
- ④ 犯罪をした者等の特性に応じた効果的な指導の実施等
- ⑤ 民間協力者の活動の促進等
- ⑥ 地域による包摂の推進
- ⑦ 再犯防止に向けた基盤の整備等

◆山口県再犯防止推進計画における県の取組事項

- I 就労・住居の確保
- II 保健医療・福祉的支援
- III 非行の防止と修学支援
- IV 関係機関・団体等との連携強化
- V 広報・啓発活動の推進

2 重点項目

犯罪をした人等が再び罪を犯すことがなく、地域の一員として円滑な社会復帰ができるように、国や山口県、民間団体等と連携を図りながら、第二次再犯防止推進計画や第二次山口県再犯防止推進計画などを踏まえつつ、本市の各種状況や取組の継続性などを勘案し、第1次防府市再犯防止推進計画において設定した重点項目を踏襲した次の重点項目に取り組みます。

- 1 就労・住居の確保
- 2 保健医療・福祉的支援
- 3 非行の防止と修学支援
- 4 関係機関・団体等との連携強化
- 5 広報・啓発活動の推進

第4 市等の取組事項

1 就労・住居の確保

各種支援制度等を活用して、犯罪をした人等の年齢、障害種別、障害の程度といった特性に応じ、適切に就職及び就労定着を支援します。

また、住居の確保に関する相談窓口や各支援制度などについて、関係機関と連携し、周知に努めます。

(1) 就労の確保

- 自立相談支援（生活困窮者自立支援制度）
- コレワーク（矯正就労支援情報センター）の周知
- 障害のある人への就労支援 ○協力雇用主の確保・支援

(2) 住居の確保

- 住居確保給付金の支給 ○居住支援事業
- 市営住宅での受け入れ ○住宅確保要配慮者への支援

2 保健医療・福祉的支援

関係機関が連携し、犯罪をした人等のうち高齢者や障害のある人等で福祉的支援が必要な人に対して、円滑に必要な福祉サービスが提供できるよう取り組みます。

また、学校や関係機関等と連携し、薬物乱用防止に関する教育や、薬物に関する正しい知識の普及・啓発を行います

(1) 高齢者又は障害のある人等への支援

- 矯正施設等との連携強化 ○地域における福祉的支援

(2) 薬物依存者等への支援

- 薬物乱用防止教育 ○「ダメ。ゼッタイ。」普及運動
- 依存者等への支援

3 非行の防止と修学支援

学校や関係団体、地域団体等が連携して、非行の未然防止のための普及啓発活動や相談対応、また、学習支援に取り組みます。

(1) 非行の防止

- 社会を明るくする運動の推進 ○教育相談窓口
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲） ○地域援助の活用
- 専門家による教育相談

(2) 修学支援

- 生活困窮世帯等に対する学習支援 ○子どもの居場所づくり

4 関係機関・団体等との連携強化

犯罪をした人等が再び罪を犯すことなく地域で安定した生活が送れるように、国や県、市が相互に連携し、さらには市と保護司会、更生保護女性会等の更生保護ボランティアなどの関係機関・地域の関係者が連携して、各種の取組を推進します。

- 既存の会議体等とのネットワーク構築
- 保護司の人材確保、面接場所の確保

5 広報・啓発活動の推進

社会を明るくする運動の推進をはじめ様々な活動を通じ、犯罪や非行の防止と犯罪をした人等の社会復帰支援の重要性についての理解を深めるための、広報・啓発に取り組めます。

- 社会を明るくする運動の推進（再掲）
- 矯正展等への協力
- 「ダメ。ゼッタイ。」普及運動（再掲）
- 人権教育・人権啓発の推進
- 行政や専門機関等における相談窓口や支援制度の周知等

第5 成果指標

再犯の防止等に関する施策を進める上での成果指標を次のとおり設定し、その達成に向けて取組を進め、達成状況を検証します。

刑法犯検挙者中の再犯者率を 10%以上減少させる 基準値：46.3%（令和 5 年（2023 年）） ↓ 目標値：36.3%（令和 1 2 年（2030 年））

第6 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画策定後、国や県関係機関、関係団体等で構成する「防府市再犯防止推進協議会」で、情報共有を図るとともに当面する課題への対応等、本計画に掲げる取組を推進します。